

広島県の不妊検査や不妊治療助成制度について

広島県では、不妊に悩む方を支援するため、不妊検査・一般不妊治療や特定不妊治療を受けた場合の費用の一部を助成する制度があります。

不妊検査・一般不妊治療への助成

（助成を受けることができる人）

平成31年4月1日以降に夫婦そろって不妊検査を受けた場合、次に該当する方。

○申請日に婚姻（事実上の婚姻を含む）している夫婦で、かつ広島県内に住所を有すること。

○検査開始時点の妻の年齢が35歳未満であること。

※「夫婦が共に不妊検査を開始した場合」とは、夫婦のどちらかの検査開始日から概ね4か月以内にパートナーが検査を開始した場合とし、夫婦が別の医療機関で検査した場合も助成対象となります。医療機関は県内・県外を問いません。

詳しい助成内容や手続き・申請窓口などは [広島県 不妊検査](#)



特定不妊治療（体外受精や顕微授精）への助成

（助成を受けることができる人）

次の要件を全て満たす方

○治療開始時に婚姻（事実上の婚姻を含む）している夫婦で、広島県内に住所を有すること。

○体外受精や顕微授精以外では、妊娠の見込みがないと医師が判断し、指定医療機関で先進治療（保険適用外）を受けたこと。又は、本来保険適用となる治療と併用することにより、全額自費診療で治療を受けたこと。

○治療期間初日における妻の年齢が43歳未満であること。

詳しい助成内容や手続き・申請窓口などは [広島県 特定不妊](#)



広島県不妊専門相談センターについて

広島県不妊専門相談センターでは、不妊や不育に悩む夫婦や家族に対し、不妊・不育に関する医学的・専門的な相談やこころの悩み等について、医師や助産師等の専門家が相談に対応したり、治療に関する情報提供を行っています。

詳しくはこちらから [広島県 不妊専門相談センター](#)



子どもが欲しいご夫婦・カップルの手引き

「不妊検査は夫と妻の二人三脚」 [広島県 ふたりの妊活全力応援](#)



三原市不妊検査費補助事業

令和8年4月1日以降に開始した検査・治療用

不妊検査から 一般不妊治療※1まで補助範囲

※1 体外受精や顕微授精を除く不妊治療のことをいいます。
（例：タイミング療法、薬物療法、手術療法、人工授精など）

区分	不妊検査	一般不妊治療
検査・治療	初診 検査	タイミング療法 薬物療法 手術療法 人工授精
※医療保険の適用・適用外は問いません。		
対象年齢 制限なし	← 上限8万円補助（自己負担額） →	

※令和8年4月1日以降に開始した不妊検査・一般不妊治療が対象です。

年齢と不妊の関係

社会の変化に伴い、婚姻の平均年齢は男性31.1歳、女性29.7歳と上昇し続けています。*2
婚姻年齢の上昇に関連し、出産の高年齢化や不妊に対する心配も多くなっています。

一般的に女性の年齢が35歳を過ぎると妊娠しにくくなり、30代で不妊の心配が多くなっていることがわかっています。

参照：*2 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2025」より

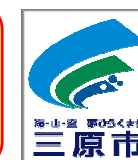
・もしかして、不妊かも？」と

お悩みの方は、早めに適切な治療を開始することが大切です。不妊検査から始めてみませんか。

県内の不妊検査実施医療機関はこちらから [広島県 不妊検査医療機関](#)



問い合わせ
申請窓口

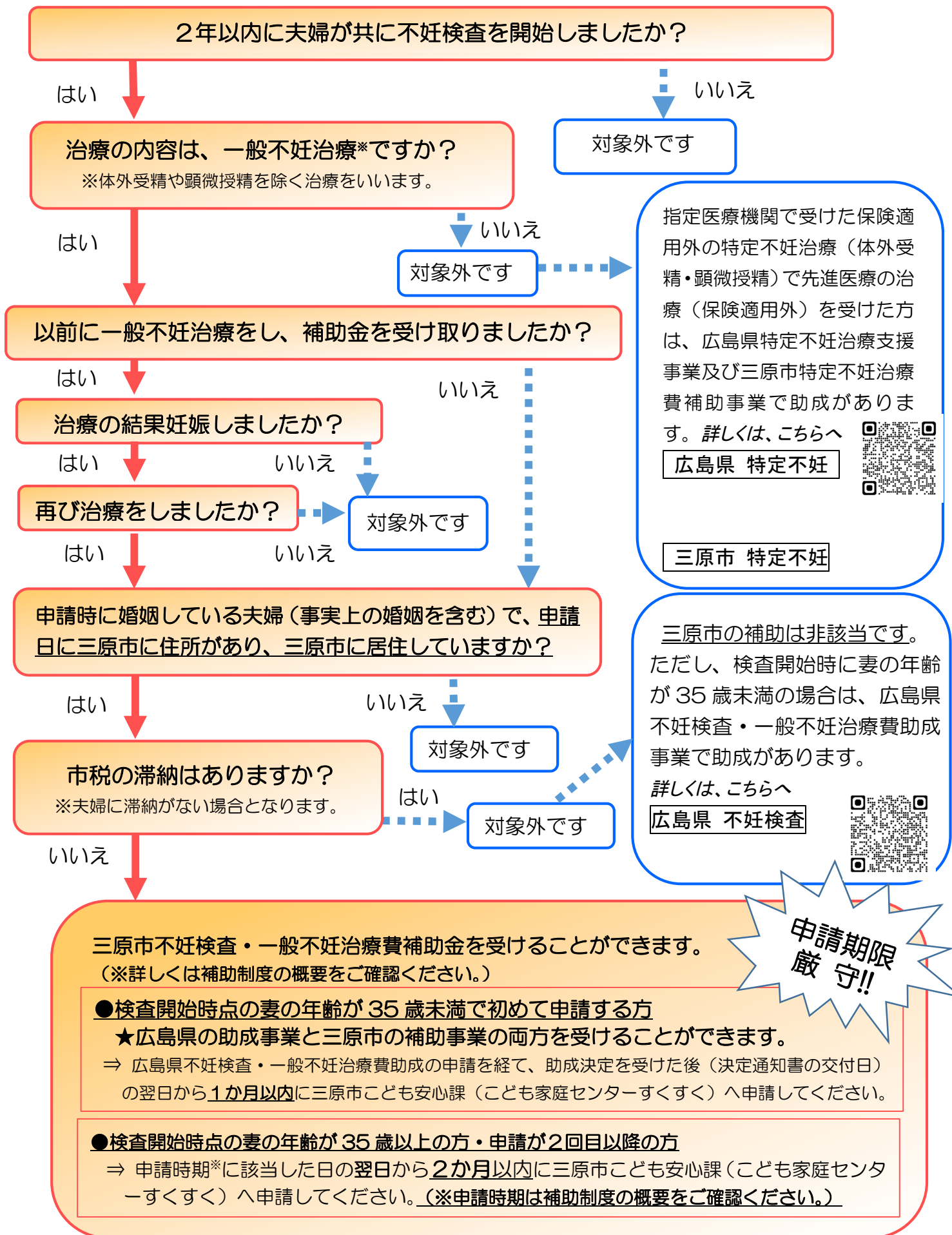


三原市こども安心課（こども家庭センターすくすく）
電話 0848-67-6061
8:30～17:15（土日・祝日・年末年始除く）



詳細は
裏面へ

三原市の補助制度フローチャート ～該当するか確認してみましょう～



補助制度の概要

対象者	次の要件に該当する方 ●申請時に婚姻（事実上の婚姻を含む）している夫婦で、かつ申請日に三原市に住所を有し、三原市に居住していること。 ●市税を滞納していないこと。 ●検査開始時点の妻の年齢が35歳未満で、初めて申請する場合は、広島県不妊検査費等助成事業の決定を受けていること。 ●他の市町村等による助成を受けていないこと。 ※「夫婦が共に不妊検査を開始した場合」とは、夫婦のどちらかの検査開始日から原則4か月以内にもう一方の検査を開始した場合とします。 ※夫婦が別々の医療機関で検査した場合も補助の対象となります。 ※広島県の不妊検査費等助成事業の助成回数は、1組の夫婦につき1回限りです。
補助対象	夫婦が受けた不妊症の診断・治療のための検査・一般不妊治療に係る費用（医療保険適用・適用外と検査医療機関の県内外は問いません。） ※一般不妊治療とは、体外受精や顕微授精を除く不妊治療をいいます。
補助額	補助対象費用にかかった自己負担額（上限8万円） ※高額療養費の支給や広島県の助成を受けている場合はその額を控除したもの。
対象期間	治療開始日から2年以内
補助回数	1組の夫婦につき1回。ただし、妊娠を経て再度受けた検査・治療は補助の対象とし、以前の交付回数を通算しません。
申請期限	次のいずれかに該当した日の翌日から2か月以内に申請してください。 ●不妊検査・一般不妊治療に係る夫婦の自己負担額が13万円を超えたとき ●不妊検査・一般不妊治療を終了したとき（夫婦いずれか遅い方） ●不妊検査の開始日から2年を経過したとき ★ただし、広島県の助成の決定を受けている方は、決定通知書にある交付日の翌日から1か月以内に申請してください。 ※ やむを得ない理由で申請できなかったときは、検査・治療の開始日から2年を経過したとき（検査・治療が2年間の場合は、治療終了日の属する年度の末日）まで申請可能な場合がありますのでご相談ください。
必要書類	1 三原市不妊検査・一般不妊治療費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号） 2 三原市不妊検査・一般不妊治療費補助金の交付申請に係る証明書（様式第2号） ★広島県不妊検査・一般不妊治療費助成の決定を受けている方 ⇒ 三原市規定の証明書は必要ありませんが、次の書類の提出が必要です。 ①広島県不妊検査費等助成事業申請に係る証明書の写し ②広島県不妊検査費等助成事業助成決定通知書の写し 3 三原市不妊検査・一般不妊治療費補助金交付請求書（様式第5号） 4 戸籍謄本（原本）（妻が35歳未満の人で県の助成決定を受けている夫婦は省略） 5 補助金申請用納税証明書（滞納のない証明書（1週間以内に発行されたもの））※¹（夫婦それぞれ1通ずつ） 6 住民票 原本 ※夫婦の一方が市外に住所を有する方のみで、申請日の3か月以内に発行されたもの ※マイナンバー記載がないもの 7 医療機関が発行した領収書の写し（※院外処方がある場合は、薬局の領収書も必要） 8 高額療養費支給後の自己負担額がわかる書類 9 振込先口座（申請者名義）がわかるもの（※写しでも可） 10 事実婚の夫婦のみ：事実婚申立書（様式第3号）（妻が35歳未満の人で県の助成決定を受けている夫婦は省略） ◎申請に必要な各種様式については、申請窓口（こども安心課）で受け取っていただくか、市ホームページでダウンロードしてください。 ※¹ 補助金申請用納税証明書（滞納のない証明書）の申請窓口は、三原市税制収納課です。